沖縄市
うるま市
中頭郡の内
　読谷村　嘉手納町　北谷町　北中城村　中城村

附　則

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

○法務省令第二十五号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　法務大臣　三好　雅子

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第六条の二　［略］	**第六条の二**　［同上］
2　前橋地方法務局高崎支局管内群馬県安中市に属する地域（令和二年五月一日に群馬県富岡市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、前橋地方法務局富岡支局で取り扱わせる。	［項を加える。］
3　前橋地方法務局富岡支局管内群馬県富岡市に属する地域（令和二年五月一日に群馬県安中市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、前橋地方法務局高崎支局で取り扱わせる。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○法務省令第二十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　法務大臣　三好　雅子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二（第三条関係）

改正後		改正前	
在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
［略］		［同上］	

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第六条の二　［略］	**第六条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
［項を削る。］	3　前橋地方法務局富岡支局管内群馬県富岡市に属する地域（令和二年五月一日に群馬県安中市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、前橋地方法務局高崎支局で取り扱わせる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第三条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第六条の二　［略］	**第六条の二**　［同上］
［項を削る。］	2　前橋地方法務局高崎支局管内群馬県安中市に属する地域（令和二年五月一日に群馬県富岡市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、前橋地方法務局富岡支局で取り扱わせる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同月十二日から、第三条の規定は同月十三日から施行する。

別表第二（第三条関係）

改正後		改正前	
在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
［略］		［同上］	